

社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付及び社会保険料免除など制度の周知啓発を行い休暇取得の促進と雇用環境の充実を目指す。

＜対策＞ ①令和7年4月～ 法に基づく諸制度の調査
②令和7年4月～ 子育てを行う職員の仕事と家庭との両立を支援するパンフレットを修正し対象の職員に配布する。

目標2：小、中学生の職場見学や職場体験学習の受け入れ、高校生のインターンシップを積極的に受け入れ、仕事の内容と周知啓発を行う。

＜対策＞ ①令和7年4月～ 職場見学や職場体験、インターンシップの受け入れ
(継続)

目標3：介護休業や介護両立支援制度などの周知啓発を行い、介護離職を防止する。

＜対策＞ ①令和7年4月～ 法改正による規程の改正内容について職員への周知を行い、相談窓口を明確にする。

目標4：職員全員の所定外労働時間を、1人当たり月35時間以内とする。

＜対策＞ ①令和7年4月～ ノー残業デーを月2回（第2、第4水曜日）に設定し実施する。
②令和7年4月～ 所定外労働の現状を把握し、業務分担の見直しを行う